

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年1月16日
【会社名】	日野自動車株式会社
【英訳名】	HINO MOTORS, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 CEO 小木曽 聰
【本店の所在の場所】	東京都日野市日野台三丁目1番地1
【電話番号】	0570-095111（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 山田 康洋
【最寄りの連絡場所】	東京都日野市日野台三丁目1番地1
【電話番号】	0570-095111（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 山田 康洋
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 121,370,277,504円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年6月10日付をもって提出した有価証券届出書（その後の訂正届出書も含みます。）の記載事項のうち、2026年1月16日付で臨時報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、当該臨時報告書を参照書類に追加し、併せてこれに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第三部【参照情報】

（訂正前）

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第113期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日） 2025年6月24日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

事業年度第114期中（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日） 2025年11月14日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

- (1) 上記1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2025年12月25日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年6月27日に関東財務局長に提出
- (2) 上記1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2025年12月25日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づく臨時報告書を2025年11月27日に関東財務局長に提出
- (3) 上記1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2025年12月25日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年11月28日に関東財務局長に提出
- (4) 上記1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2025年12月25日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を2025年12月19日に関東財務局長に提出
- (5) 上記1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2025年12月25日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号及び第12号の規定に基づく臨時報告書を2025年12月25日に関東財務局長に提出

（訂正後）

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第113期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日） 2025年6月24日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

事業年度第114期中（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日） 2025年11月14日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

- (1) 上記1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年1月16日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年6月27日に関東財務局長に提出
- (2) 上記1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年1月16日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づく臨時報告書を2025年11月27日に関東財務局長に提出
- (3) 上記1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年1月16日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年11月28日に関東財務局長に提出
- (4) 上記1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年1月16日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を2025年12月19日に関東財務局長に提出

- (5) 上記1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年1月16日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号及び第12号の規定に基づく臨時報告書を2025年12月25日に関東財務局長に提出
- (6) 上記1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年1月16日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を2026年1月16日に関東財務局長に提出

（訂正前）

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2025年12月25日）までの間において生じた変更その他の事由は以下のとおりです。なお、以下の見出しに付された項目番号は、当該有価証券報告書における「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「3 事業等のリスク」の項目番号に対応したものであり、当該有価証券報告書におけるこれに対応する記載からの変更箇所は_____罫で示しております。

（後略）

（訂正後）

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年1月16日）までの間において生じた変更その他の事由は以下のとおりです。なお、以下の見出しに付された項目番号は、当該有価証券報告書における「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「3 事業等のリスク」の項目番号に対応したものであり、当該有価証券報告書におけるこれに対応する記載からの変更箇所は_____罫で示しております。

（後略）